

産後ケア事業について

このことについて、下記のとおり開始しますので、お知らせします。

記

1 居宅訪問型事業

助産師が自宅を訪問し、乳房ケアや授乳指導、育児相談等を行います。

(1) 事業開始

令和4年6月1日（水）から

(2) 対象者

市内在住で家族等からの支援が受けられない生後6か月以内の子とその母

(3) 訪問日時

原則、平日の午前10時から午後4時までの間の概ね2時間

(4) 利用回数

最大7回

(5) 利用料

1回1,000円（生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯は免除制度あり）

(6) 利用申請

ア 令和4年6月1日（水）から子ども家庭部子ども子育て支援課（市民総合センター内）で受付開始。

イ 概ね妊娠週数28週以降から利用申請が可能。

ウ 申請の際、市の保健師等が状況を確認するため面接を実施。

エ 事前に子ども子育て支援課（☎042-564-5421）へ電話連絡の上、来所。

2 短期入所型・通所型事業

(1) 短期入所型事業

医療機関の施設において、宿泊を伴う支援を行う事業です。

(2) 通所型事業

医療機関の施設において、宿泊を伴わない支援を行う事業です。

(3) 事業開始

短期入所型事業及び通所型事業は、令和4年9月からの実施を予定しています。